

掛川市条例第2号

掛川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。	3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第10条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」とい	2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に退職することによりこの条例による改正後の掛川市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の掛川市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第7条まで、第10条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第7条まで、第10条から第10条の5まで及び附則第3項から第6項まで、附則第5項並びに附則第6項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

う。)以後に退職することによりこの条例による改正後の掛川市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の掛川市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第7条まで、第10条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第7条まで、第10条から第10条の5まで及び附則第3項から第6項まで、附則第5項並びに附則第6項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。